

民生福祉常任委員会記録  
(議案分)

平成30年6月14日

【開催日】 平成30年6月14日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後2時15分

【出席委員】

委員長	吉永美子	副委員長	山田伸幸
委員	大井淳一朗	委員	杉本保喜
委員	恒松恵子	委員	松尾数則
委員	矢田松夫		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

副市長	古川博三		
福祉部長	岩本良治	福祉部次長兼高齢福祉課長	兼本裕子
福祉部次長兼国保年金課長	桶谷一博	子育て支援課長	川崎浩美
子育て支援課課長補佐	別府隆行	子育て支援課保育係長	野田記代
高齢福祉課技監	河野静恵	高齢福祉課課長補佐	河田圭司
高齢福祉課主査	石井尚子	高齢福祉課主査兼介護保険係長	篠原紀子
高齢福祉課主査兼地域包括支援センター所長	荒川智美	高齢福祉課高齢福祉係長	古谷雅俊
国保年金課課長補佐	石橋啓介	国保年金課国保係長	石田由記子
国保年金課収納係長	山田幸生	国保年金課特定健診係長	別府奈緒美
病院事業管理者	矢賀健	病院局事務部長	堀川順生
病院局事務部次長兼医事課長	岡原一恵	病院局総務課長兼庶務係長	和氣康隆
病院局総務課課長補佐兼経理係長	藤本義忠	病院局総務課経理係主任	村上陽子
病院局医事課医事係長	佐々木秀樹		

【事務局出席者】

事務局長	中村聡	議事係主任	原川寛子
------	-----	-------	------

【付議事項】

- 1 議案第55号 山陽小野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（子育て）
- 2 議案第53号 平成30年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第1回）について（高齢）

- 3 所管事務調査 平成30年度国保料率について（国保）
- 4 所管事務調査 病院事業報告について（病院）
- 5 陳情・要望について
- 6 閉会中の継続調査事項について

---

午前10時 開会

---

吉永美子委員長 ただいまより民生福祉常任委員会を開会します。お手元に審査日程がありますが、この審査内容で本日の委員会を開催しますので、議事運営に御協力をお願いします。まず、日程1、議案第55号山陽小野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について審査します。御説明をお願いします。

川崎子育て支援課長 議案第55号山陽小野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、お配りしている資料で御説明します。このたびの改正の目的は、本条例の基準省令であります「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が平成30年4月1日施行により、一部改正されたことに伴い、関係規定の整合性を図るため、本条例の一部を改正するものです。次に、改正の内容です。児童福祉法第34条の8の2の規定に基づき、市は、放課後児童健全育成事業の設備、運営に関しまして、事業に従事する者及びその員数は、基準省令に従い条例を定めることとされています。このたび、この基準省令の事業に従事する者が改正されたため、以下の（1）、（2）のとおり本市条例を改正するものです。この、事業に従事する者について、条例第10条第3項に規定する従前の規定内容は、点線枠に概略で示していますが、次のいずれかに該当する者で県の研修を修了した者とされており、保育士、社会福祉士、幼稚園・学校等の教諭となる資格を有する者。また、大学等において社会福祉学、心理学等の学科を修了した者。高等学校等を卒業後、2年以上児童福祉事業

に従事した者。高等学校等を卒業して2年以上児童健全育成事業の類似事業に従事した者で市長が認める者となっています。このたびの改正の一つ目は、教諭となる資格を有する者について、表記を見直すものです。具体的には、教員免許を有する者のうち、免許更新をしていないものや臨時免許状など期限があるものも対象とするもので、従前と解釈に変更はなく、条文を分かりやすく改めるものです。改正前の条文は、「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」であるのを、改正後は「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」とするものです。二つ目は、中学校卒業者に対し支援員となれる規定を追加するものです。具体的には、中学校卒業者であっても、児童クラブ補助員として5年以上の実務経験がある場合で、市長が適当と認めた者は支援員となれるようにするもので、改正としては「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの」という条文を追加するものです。この条例の施行日は、公布の日からとしています。説明は以上です。

吉永美子委員長 執行部の説明が終わりましたので、委員からの質疑を受けたいと思います。

矢田松夫委員 従来であれば2年以上の実務経験というのがあったんですが、今回5年になった理由がわかりますか。

川崎子育て支援課長 国から示されている説明としては、このたび中学校卒業者にも基礎資格を拡大しまして、優秀な人材を広く支援員として登用するというのが目的です。高校卒業者については2年以上という基準がありますので、これとの整合性を図るために国において5年としたということです。

杉本保喜委員 放課後児童支援員の研修が都道府県で行われているということなんですが、これは年に何回ぐらい行われているのでしょうか。

川崎子育て支援課長 研修は年に1回です。県内の3か所ぐらいで実施されています。

杉本保喜委員 全体としては3回ということですか。

川崎子育て支援課長 3回ぐらいだったと思います。

杉本保喜委員 どこかで受けられるということですね。1回受ければ良いということですね。

川崎子育て支援課長 はい。1回受ければ良いです。

杉本保喜委員 地域が決まっているというわけではないでしょう。例えば山陽小野田市の人が近いところであるけれど行けないので、見ると周南があるからそちらに行って受けてもいいということですかね。

川崎子育て支援課長 会場に限定はなく、都合の良い会場に参加することができたはずですよ。

大井淳一郎委員 今2年から5年という話があったんですが、高校卒業の方はあくまでも従来の2年以上のほうで対応するというので、こちら5年というのは高校卒業は入っていないということで、いいんですよ。その点を確認したいと思います。

川崎子育て支援課長 高校卒業者についてはこれまでどおり2年以上という縛りです。

大井淳一郎委員 この改正によって、より多様な人材を支援員とかにできるということですが、これを受けて実際に当てがあるというか、何か取組とか方策とか考えているんでしょうか。

川崎子育て支援課長 実際、本市の委託先が雇用している補助員の中には、これの対象となる職員はいません。このたびこういった改正がされた背景には、国で全国の自治体に対して共同提案という制度がありまして、各市町から現在の法の規定に対していろいろな課題とか、そういったものを提案するということがありました。その中で幾つかの市から現在雇用している補助員の中で中学卒業であるけども、とても優秀な人がいる。その人たちに支援員となれる道を開いてほしいという意見が数件あったということで、このたび国がこのように見直しました。これを受けまし

て実際に対象となる方が今後どの程度いるかというのは不明確ではあるんですが、委託先等で支援員を募集する際には、その辺の対象範囲が拡大したということも併せて周知をできるだけして、支援員の確保に努めていきたいと思っています。

杉本保喜委員 現在うちの市において補助員が中学卒業程度で今頑張っているんだと。このために救われるという現状が今あるんでしょうか。

川崎子育て支援課長 今、本市においてこの中学校卒業者という補助員はいません。委託先で雇用している職員は、保育士とか幼稚園教諭の資格を持つ者がほとんどでして、そのほか高校卒業された方が補助員として何名かいらっしゃいますが、中学校卒業者はいません。

矢田松夫委員 今の話の関連ですけどね、結局対象者を拡大するということは、中卒者というのはほとんどいないんですよ。今の人を救済するとなれば相当の高齢者が対象になると思うんですよ。そういう人が支援員として務まるかどうか。支援員の不足の中で拡大したという理由は分かるんですが、現状どうなんですかね。今いないのに、今から来るかもしれないということの条例改正だと思うんですが、現実に来た場合、そういう高齢者を雇うという年齢制限ないんですよ、これは。学歴の制限があっても、年齢制限はあるんですかね。

川崎子育て支援課長 委託先で支援員等は雇用しているんですが、今の委託先においては年齢制限はきちんとは設けていらっしゃるはずですよ。このたび本市においては該当事例はありませんし、今後も可能性は少ないのかなとは思っているんですが、基準省令、国が改正されたということで、ここは御説明しましたとおり、市においては従うべき基準ですので、参酌基準ではありませんので、国に準じて改正をしたということです。

山田伸幸副委員長 (1)で「教諭となる資格を有する者について表記を見直し」ということなんですが、ここに教員免許を有する者で効力は問わないというふうになっています。何らかの理由で教員免許を失効させていると思うんですが、これが効力を問わないということは何か特別な配慮すべき理由があると考えていいんでしょうか。

川崎子育て支援課長 改正前と解釈に変更はないんですけども、教員免許法が数年前に改正されて、10年ごとの更新制度が設けられています。それに伴って、教員の職に就かれていない方の中にはその更新をされていない方もいらっしゃるという現状がありますので、この支援員については更新をしていられなくても教員免許を取得したことがある方はそれ相応の人であるということで、その方も対象として含めるという意味合いです。

山田伸幸副委員長 支援員となれる規定を追加ということなんですが、要するにこれで言うと、保育士の資格は問わないということですよ。5年以上補助員として実務経験があればということは、保育士でなくても補助員としてできるということではないでしょうか。

川崎子育て支援課長 保育士資格等がなくても補助員として勤務することは可能です。

山田伸幸副委員長 それがこの見直しによって、5年ほど資格がないまま補助員として活躍をされて、その後、今度は支援員となることができるということなんですが、これまで支援員というのは少なくともそういう資格ということが条件だったと思うんですが、このたび追加となったこと、これは本市にとって何か意義のあるようなことがあるのでしょうか。

川崎子育て支援課長 支援員の規定は先ほど御説明した現状の点線枠の中にあるこれらに保育資格があるとか、高等学校を卒業して2年以上類似事業に勤めていらっしゃる方が研修を受ければ支援員と位置付けられるというふうに今の規定になっています。このたびその国の従うべき基準が改正されましたので、中学卒業者であっても対象とするように追加しました。これによって、本市では今現在該当はありませんが、今後もしかしたらそういう事例もある可能性もありますので、その際にはこれが適用されることになりますので、支援員の確保に向けた拡大の一つとは考えられると思っています。

杉本保喜委員 将来的に見て、子どもも増やすような方向で行くという国策ですが、この支援員、補助員そういう人たちをある程度確保しておく必要があるだろうなと思うんですよ。ただ今の状況でこの支援員の資格を

取るための研修を終了したものとするとうたっているわけですね。うちの市ではこの研修さえ受ければ、支援員になれるんだと。したがって事前に補助員として雇っておいて、研修に行かせるというような施策もあるだろうと考えられるんですけど、そのような現状は今あるんですか。

川崎子育て支援課長 本市の委託先においても現在、保育士等の資格がある方と、そういった資格はなく高校卒業以上ということで勤務している方もいます。今後資格がない方についても研修を受講する計画を委託先でも立てています。研修を受講すれば支援員という位置付けになります。

山田伸幸副委員長 その資格を得るための講座は恐らく県内で関係団体がやられると思うんですが、それを受講する際にやはりただではないと思うんですが、その辺で例えば市でそういう予算を持っているのか、あるいは社協でそういう講座を受けさせるために何らかの支援があるのか、その点はいかがでしょうか。

川崎子育て支援課長 受講料がたしか必要でした。これについては委託先で負担をしています。それは市からの委託料の中で回しています。

吉永美子委員長 ほかにはよろしいですか。質疑を閉じたいと思います。議案第55号について討論ありますか。

山田伸幸副委員長 この問題は国が安上がりの保育をやっていこうという狙いがあるわけですが、本当に資格が有る無しというのは非常に重要なことだと思っています。できるだけ本市においては、資格を有するということを重視して取り組んでいただけるようお願いをして賛成討論とします。

吉永美子委員長 ほかに討論ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは採決に入ります。議案第55号山陽小野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

吉永美子委員長 全員賛成。議案第55号は可決すべきものと決しました。それでは職員の入替えを行います。

(執行部入替え)

吉永美子委員長 次に審査日程2、議案第53号平成30年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算(第1回)について審査をします。執行部からの説明をお願いします。

兼本福祉部次長 それでは、議案第53号介護保険特別会計の補正予算について、御説明します。1、2ページをお開きください。歳入歳出予算総額63億6,521万2,000円にそれぞれ1,586万7,000円を追加して予算総額を63億8,107万9,000円にするものです。5、6ページをお開きください。まず、歳出につきましては1款1項1目一般管理費、13節委託料のシステム開発委託料376万4,000円は、平成30年度からの介護保険制度改正に伴うシステム改修に要する経費です。介護保険のシステムは、厚生労働省や国保連のシステムと情報連携を相互に行う必要がありますが、この情報連携に関する仕様が平成30年3月半ばに確定し、これに基づいて本市のシステム改修を行う必要があること、また、介護保険サービス利用者の負担割合などの改正が平成30年8月から施行されることから、このたび補正させていただくものです。次に、5款1項3目償還金、23節償還金、利子及び割引料の償還金1,210万3,000円は、平成29年度の精算により超過交付となった診療報酬支払基金交付金の返還に伴うものです。

続きまして、同じページの上の段を御覧ください。歳入につきましては、7款1項3目1節事務費等繰入金の1,586万7,000円は、先ほど説明しましたシステム改修及び精算に伴う返還に関する財源として、一般会計からの繰入れを行うものです。以上が、このたびの補正予算の内容です。御審査よろしくをお願いします。

吉永美子委員長 執行部からの説明が終わりましたので、委員の質疑を受けたいと思います。歳出についてありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)歳入については。

山田伸幸副委員長 システム開発と償還金ですが、全額一般会計からの繰入金

ということですが、国保の基金とかそういうのから使うということではないのでしょうか。一般会計からの繰入れとなる理由を教えてください。

篠原高齢福祉課主査 制度改正に伴うシステム改修費は国の補助金の交付対象となっていて、2分の1程度が交付されることとなっていますが、補助金の交付額が確定するのは例年11月頃になります。国からの内示があり次第、早急に対応したいと思います。

山田伸幸副委員長 後で返ってくるということなんですけど、そのほかの部分については介護保険の財政ではなく、一般会計から繰り入れて償還金とかを賄うということなんですか。基金を取り崩すのはしないということではないのでしょうか。

河田高齢福祉課課長補佐 御質問のありましたとおり、介護保険の給付の基金からは取り崩さずにあくまで一般会計のほうからこのたびは繰り入れて対応するというようにしています。これは事務に要する経費ですので、保険給付に支障のないようにということで、このたび一般会計から一時的に繰入れをしますが、最終的に9月の定例会で決算の認定をいただいた後に、12月の定例会で補正で精算する流れに例年しているところです。

吉永美子委員長 ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑を閉じたいと思います。討論に入ります。議案第53号について討論のある方は挙手をお願いします。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。採決に入ります。議案第53号平成30年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第1回）について賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

吉永美子委員長 全員賛成。議案第53号は可決すべきものと決しました。ここで一旦、民生福祉常任委員会を休憩します。

---

午前10時25分 休憩

---

3 所管事務調査 平成30年度国保料率について  
(記録については所管事務調査分に記載)

(執行部退席)

吉永美子委員長 本来であれば日程4の所管事務調査、病院事業報告に行くところですが、病院は午後1時から入れておりますので、審査日程5の陳情・要望についてに行きたいと思います。お手元に2件、陳情・要望書配布表というのが来ていると思います。まず移植ツーリズムを考える会から要望が出ています。臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書ですが、この点についてはどうしますか。

大井淳一郎委員 内容を読ませていただきました。意見書案を提出してほしいという内容の陳情書ではありますが、もう少し精査が必要なことと、国の動向とか他市の状況も見てみたいと思いますので、今日結論を出すのではなく、また改めて意見書をどうするかについて考えるべきではないかと思います。

吉永美子委員長 大井委員からそういう御意見が出ました。私自身も臓器移植の環境整備は大変大事なことだと思っておりますが、脳死の問題等議論がまだまだこれからしないといけない、慎重な議論が必要だということから意見書までにはたどり着かないのではないかという思いを持っています。皆さんから異議がなければこれについては今後調査をしていくということで置きたいと思います。次の障害者の暮らしの場の充実を求める意見書採択のお願いということで、障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会から要望が出ておりますが、この点についてはいかがですか。

大井淳一郎委員 この点についても、大変深刻な問題でありますけれども、これにつきましても今後調査しながらこの意見書の取扱いについてどうするかについて検討していくのが望ましいと考えます。

山田伸幸副委員長 こういった関係で今まで施設の訪問等はしたんですが、市内にもこういうことで活躍をしている方がおられたら、一度そういっ

た方と協議の場とか勉強会みたいな感じでやってみたらいいなと思うんですけど、ただそういう方がおられなければ無理ですけど、そういったことも今後検討材料に入れてもらいたいなと思います。

吉永美子委員長 担当委員会としてもこれからも障害者の皆様の暮らしの場というところはしっかりと調査しながら、提言も場合によってはしないといけないと思いますので、この2件につきましてはこれからも調査をしていくということで、終わりたいと思います。午前中の民生福祉常任委員会を閉会しまして、13時から再開します。

---

午前11時35分 休憩

---

---

午後1時 再開

---

5 所管事務調査 病院事業報告について  
(記録については所管事務調査分に記載)

---

午後2時5分 休憩

---

---

午後2時9分 再開

---

吉永美子委員長 それでは休憩を閉じまして民生福祉常任委員会を再開します。日程6、閉会中の継続調査事項についてですが、皆様のお手元に配布されていますけれども、調査事項がこれ以外にもあるのではないかと、逆にもうこの点については閉会中しなくてはいいのではないかとというのがあれば発言をしていただければと思います。

山田伸幸副委員長 調査事項の中にごみの関係がないでしょ。環境衛生に関すること。

吉永美子委員長 「環境衛生に関すること」を入れたいと思います。

大井淳一郎委員 最近報道で問題になっている高齢者の運転の問題ですね。  
(「ここじゃないと思うけど」と呼ぶ者あり)生活安全課が絡むので。

免許返納とかあります。最近認知症と思われる方が運転して事故を起こして人をはねたとかいうのもありますので、そうした交通安全とか免許返納とかそういった高齢者に限らないことなんですが、交通安全にくくっていいのかな。（「ちょっと違う」と呼ぶ者あり）それを包括するようなものを入れてもらおうと助かります。

松尾数則委員 民生福祉の項目に限った場合、ちょっとそこに入れ込むのは難しい点があるかなと思っています。正直言ってこれだけあれば十分かなという気がします、9月までだから。

吉永美子委員長 大きな課題であるのは確かですね。

大井淳一郎委員 交通安全もあるんですけど、返納後のまちづくりも含めて、実は深い問題で公共交通になると違うんですけども、何かできたら、含めることができないかなと思って。この3か月でできるかどうかは分からないですけど、今後のことも含めて。

吉永美子委員長 今、テレビでも取り上げられているぐらいですから、高齢者の事故が多いですから。

山田伸幸副委員長 要するに高齢者が閉じこもりにならずに出掛けて行くことをどう支援するか、それが自分の車か若しくは公共交通か、ほかの手段か、そういった問題というのはあると思うんですよね。ただ出掛けていくときにどういう障害があるのか、そういった問題が今非常に深刻な問題になっていると思います。その辺で考えていかなくちゃいけないかなと思います。

吉永美子委員長 高齢者の安全という部分を入れるかどうか。

矢田松夫委員 大勢に影響ないと思う。産建の公共交通に任せて、それらを含めてやったほうがいい。暴走する18歳、逆走する81歳、そういうのもありますから必要なことは必要と思うけど、産建に任せただほうがいいんじゃないですかね。トータル的に。

大井淳一郎委員 交通安全ということになるとうちなので、そこがあるかなと

思って。返納後の公共交通は確かに産建だけど、交通安全というくくりでいったら高齢者のみならず。通学路になるとまた教育委員会になってくるけど。交通安全に関することで入れてもらったらいいかなと思って。

山田伸幸副委員長 高齢者は確かにそういう問題があるんですけど、障害者にもあるんですよね。高齢者が出掛けていくことと併せて、障害者がなかなか車椅子で歩きづらい、そういうまちというのも問題にしていけないといけないと思っています。

吉永美子委員長 大きくなっていますけど、一番下にある例のきらきらプラン、いきいきプランの計画を閉会中にするということで取り上げたんですが、これに入れるということでいかがでしょうか。この中に入っているということで。「環境衛生に関すること」を付け加えていきたいと思います。これで閉会中の継続調査事項については終わりますので、民生福祉常任委員会を閉じます。お疲れ様でした。

---

午後 2 時 1 5 分 散会

---

平成 3 0 年 6 月 1 4 日

民生福祉常任委員長 吉 永 美 子